

11 幼児教育・保育サービスの充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。4年4月1日現在、区には区立保育所60所と私立保育所136所（うち分園5所）がある。

区は、待機児童ゼロ継続のため、保育所の新設や定員の拡大、および様々な保育ニーズに対応するための保育内容の充実に努めている。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。4年4月1日現在、15所で実施している。また、23所で101日目から、12所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、123所（うち分園4所）で生まれた日を含めて58日目から、1所で101日目から、6所で6か月以上、1所で8か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を対象として、一保育所につき原則3人まで受け入れている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。4年4月1日現在、区立保育所60所に169人、私立保育所68所に124人が在園している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕

4年4月1日現在

区分	区立	私立
(利用児童数)	(283人)	(515人)
朝 30分	26所	38所
朝 1時間	—	1所
夕方 30分	—	2所
夕方 1時間	8所	23所
夕方 1時間 30分	—	10所
夕方 2時間	26所	93所
夕方 2時間 30分	—	2所

また、平成16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。3年度は、区立保育所33所で延べ6,223人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため平成13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。3年度は、区立保育所10所で延べ143人、私立保育所6所で延べ27人の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

平成18年4月から1所、10月から3所、27年4月から1所、3年4月から2所の区立保育所計7所で実施している。3年度は延べ2,893人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士・教員・看護師などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて58日目から3歳未満の児童3~5人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成26年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。4年4月1日現在、50人の家庭的保育者が事業を実施している。

2 小規模保育事業

区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の

保育施設で、定員 19 人までの児童の保育を行う事業である。A 型、B 型、C 型の 3 類型あり、それぞれ設置運営基準等が異なる。

4 年 4 月 1 日現在、A 型 40 所、B 型 5 所、C 型 1 所で事業を実施している。

3 事業所内保育事業

事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。

4 年 4 月 1 日現在、2 所で事業を実施している。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に保育者を派遣し、1 対 1 の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて 58 日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けがある。

4 年 4 月 1 日現在、4 事業者で実施している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。4 年 4 月 1 日現在、17 所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

4 年 4 月 1 日現在、保育員または認証保育所、区立保育所、私立保育所、地域型保育事業の定員に欠員がある施設で実施している。3 年度は 80 人、延べ 1,099 日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

4 年 4 月 1 日現在、区立保育所 2 所と私立保育所 29 所で実施している。

3 年度は区立保育所 2 所で延べ 1,233 人、私立保育所 29 所で延べ 1,852 人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

4 年 4 月 1 日現在、病児・病後児保育は 8 所で実施している。3 年度は延べ 6,813 人の利用があった。

●待機児童ゼロ継続のために

3 年度は 600 人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、4 年 4 月 1 日現在の待機児童数は前年に引き続き 2 年連続で 0 人となった。今後も待機児童数ゼロを継続するために必要な供給量を確保できるよう、5 年 4 月に向けて新たに認可保育所を 9 所整備し、410 人の定員枠を拡大する。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年 4 月 1 日現在

年次	保育所数 (所)			児童定員 (人)			待機児童 (人)
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
30	60	89	149	6,763	7,124	13,887	79
元	60	105	165	6,769	7,991	14,760	14
2	60	121	181	6,808	8,793	15,601	11
3	60	130	190	6,795	9,423	16,218	0
4	60	136	196	6,762	10,018	16,780	0

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区ではこれまで私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的に入園料と保育料の助成を行ってきた。元年 10 月の幼児教育・保育無償化に伴い、公立幼稚園の利用者負担額が 0 円となったのをはじめ、私立幼稚園の保育料等に対する区独自の補助金などにより、幼稚園の利用促進を図っている。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

全ての私立幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育を実施している。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの 3 園があり、4・5 歳児を対象とした 2 年保育を実施している。平成 30 年 4 月からは、在園児を対象とした幼稚園教育時間後の預かり保育を実施している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

		幼児数・幼稚園児数		4年5月1日現在	
		保育所入所者数		4年4月1日現在	
区 分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼 児		5,551 (100)	5,722 (100)	5,988 (100)	17,261 (100)
幼稚園 児数	区立3園	—	74 (1.3)	105 (1.8)	179 (1.0)
	私立38園	2,328 (41.9)	2,505 (43.8)	2,718 (45.4)	7,551 (43.7)
	計	2,328 (41.9)	2,579 (45.1)	2,823 (47.1)	7,730 (44.8)
区立・私立保育所 入所者数 計		3,067	2,881	2,917	8,865
幼稚園・保育所 合 計		5,395	5,460	5,740	16,595

●練馬こども園

区独自の制度として、通年（夏・冬・春休みも含む）で1日9～11時間の保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定している。

認定された私立幼稚園は認証保育所との連携や、教育・保育の質の更なる向上（研修や職員交流）に取り組んでいる。

4年4月1日現在、23園で実施し、定員1,689人となっている。